

## \*夏季休暇のおしらせ\*

誠に勝手ながら 8/13 (木)・8/14 (金) を夏季休業日とさせていただきます。ご了承ください。

税理士法人イースリーパートナーズ

E-mail [soudan@e3-partners.com](mailto:soudan@e3-partners.com)URL <http://www.e3-partners.com>

## 税務調査のポイント(上谷)

税務当局の人事異動が7月に行われることから、8月～11月は税務調査のピークとなります。ピークを迎えるまえに、今一度税務調査のポイントについて確認しておきたいと思います。

## (1) 税務調査が入りやすい会社とは？

黒字の会社(赤字の会社でも調査が行われることはありますので、注意下さい)

売上や利益が急激に増加している会社

前回の調査から3～4年以上経過している会社

大きな設備投資を行った会社、多額の臨時的な経費が発生している会社

## (2) 税務調査でチェックされるポイント

売上・仕入の計上時期について 税額を減らすために意図的に売上の計上を翌期にずらしていないか、逆に翌期分の仕入を当期に計上していないかなどをチェックします。

交際費など 社長の個人的な支出に該当するものはないかを重点的にチェックします。

架空人件費 特に親族への固定金額での支払がある場合、勤務の実態があるかなどをチェックします。

その他にも注意すべきポイントはたくさんあります。税務調査のポイントについてもっと詳しく知りたい!という方には、弊社作成の冊子「税務調査の上手な受け方」をお渡しさせていただきます。お気軽にイースリーパートナーズまでご連絡下さい。

## 小規模共済・倒産防止共済(橋本)

## 小規模企業共済

個人事業廃業や会社等の役員を退職した時などの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。

1. 加入要件: 常時使用する従業員が20人(商業とサービス業(宿泊業、娯楽業を除く)では5人)以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方

2. 税務上の取り扱い: 掛金月額(1,000円から70,000円)の全額を支払年度に所得から控除できます。共済金や解約手当金の受取時は基本的には退職所得や一時所得となり税務上優遇されています。

## 倒産防止共済

取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するため(取引先の倒産時に掛金の10倍(最高8,000万円)の融資を受けることができます)の共済制度です。

1. 加入要件: 1年以上継続して事業を行っている中小企業者でその他規定されている条件に該当する方

2. 税務上の取り扱い: 掛金月額(5,000円から200,000円)の全額を支払時に経費に算入できます。解約手当金の受取時は個人事業主の場合は事業所得、法人の場合は雑収入になります。

掛金納付月数に応じて小規模企業共済は掛金総額の80%-120%、倒産防止共済は80%-100%の解約手当金が支給されます(掛金納付月数が11ヵ月未満の場合、解約手当金は支給されません)。

ご不明点等がございましたら、イースリーパートナーズまでお気軽にお問合せ下さい。

【高槻事務所】TEL 072-686-5131 【大阪事務所】TEL 06-6654-6805 【京都事務所】TEL 075-354-8455